

## 別紙 1 受講申込の流れ

### 1 「事業所登録」と「事業所コード」の発行【事業所の責任者がおこなうこと】

この手続きは、受講者本人ではなく、事業所の責任者が行います（受講者が行うことはできません）。以下の手順に沿って「事業所登録」と「事業所コード」の発行を行ってください。

【事業所コードの発行手順】

- ア 専用サイトトップページ (<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>) 下部にある「事業所登録フォーム」をクリックしてください。
- イ 必要事項を入力して「確認画面へ進む」をクリックしてください。自治体名は「さいたま市」を選択してください。その他、介護保険事業所番号や事業所の代表メールアドレス等※を入力していきます。（※管理者の個人で使用しているスマホのアドレス等は使用しないでください。）
- ウ 入力完了後、システム上で承認がされると、上記で登録したメールアドレスに「事業所コード」が届きます（発行に数日かかる場合があります）。
- エ 発行された「事業所コード」は、当該事業所の受講希望者へ配布・通知してください。
- オ 事業所コードの発行は最初のみ必要です（受講申込の都度発行するものではありません）。

### 2 受講料の支払い

インターネットでの申込手続きと併せて、受講料の支払いが必要となります。

支払い方法は「令和6年度さいたま市認知症介護基礎研修募集要項」の「6 受講料のお支払い手順」をご覧ください。

### 3 「eラーニングサイトからの受講申込み」の操作

【受講希望者本人がおこなうこと】

- ア （公財）介護労働安定センター埼玉支部から請求書の発行を受けた後、受講料のお振込みが完了しているか、確認してください。
- イ 受講希望者は「事業所コード」を事業所の責任者から受け取ってください。
- ウ <https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>にアクセスし「受講申込はこちら」をクリックします。
- エ 「メールアドレスの仮登録」を行い、「確認メール送信」をクリックします。
  - ※ **必ずご自身のみが利用するメールアドレスを登録**してください。1つのメールアドレスで複数人を登録することはできません。また法人の代表メールアドレスとの重複登録もできません。
  - ※ 「受講申込はこちら」の右上から「操作マニュアル（認知症介護基礎研修受講者用）」がダウンロードできますのでご活用ください。

### 4 「eラーニングサイトからの個人情報登録」の操作【受講希望者本人がおこなうこと】

上記3で登録したメールアドレスにメールが届きます。その中のURLにアクセスし、名前や生年月日、

パスワード（ご自身で決め、ご自身で保管管理ください）、「事業所コード」などを入力・設定します。

## 5 ログインID及び受講料照合完了のお知らせ

介護労働安定センターが受講料のお振込みを確認し承認を行うと、件名が「【認知症介護基礎研修eラーニング】受講許可のお知らせ および 受講料お支払いのお願い」というメールが届きます。このメールは、ログインするために必要なIDの周知及びお支払いいただいた受講料の確認が取れたことを意味します。

※ 件名は「【…eラーニング】受講許可のお知らせ および 受講料お支払いのお願い」となっていますが、システム上から自動送信されるメールのため、このような件名となります。実際にはこのメールが届いた時点で、受講料のお振込みは確認できております。再度、お振込みされないようご注意ください。

※ 受講料の返金については、受講料振込後の返金には応じられません。

受講者を変更する場合については、同じ事業所内に限り、ご入金から1年以内の場合に対応させていただきますので、お問合せください。なお、本登録（個人情報登録）の完了後は変更不可となります。

## 6 受講許可

次に、件名が【認知症介護基礎研修eラーニング】受講許可のお知らせ」というメールが届きます。本メールの受信後、受講いただくことが可能となります。原則として、メール受信後14日以内に受講修了してください。

## 7 受講

<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>へアクセス。5で確認したID及びご自身で設定したパスワードを使いログインし、「Mypage」に進み、「研修をはじめる」をクリックすると受講が開始できます。

## 8 修了証書について

ア 受講期間内に全てのコンテンツを視聴し、全ての確認テストを終了していただくと、介護労働安定センターの確認作業（承認作業）の終了後、システム上から修了証書を発行できます。

イ 修了証書はPDFファイルです。パソコン等に保存し印刷も可能です。

ウ 研修修了直後でなくても修了証書の発行はできます。後日修了証書が必要になった場合は再度ログインし、修了証書の発行画面へ進んでください（表示・保存するための有効期限のようなものは現状特段ありません）。

## 9 その他

ア 申込みから修了証書の発行・受領に至るまで、さいたま市、介護労働安定センター埼玉支部、認知症介護研究・研修仙台センターの指示に従い手続き等を行ってください。

イ 替え玉受験をはじめとした不正行為があった場合、その後当該施設・事業所からの申込は一切受けません。

ウ IDとパスワードが分からなくなった場合は、トップページ（<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>）から、「ID・パスを忘れたかたはこちら」へアクセスしお手続きをしてください（さいたま市及び介護労働安定センターでお調べしたり再発行したりすることはできません）。